

# 納税などには便利な口座振替をご利用ください

## 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されました

5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが2類相当から5類に移行したことに伴い、市の対応を次のように変更しました。

①市の公共施設における感染防止対策の基本的考え方を示した「あきる野市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」と市内の患者数等を公表するための基準等を示した「あきる野市の新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表について」を廃止しました。

## 健康づくり教室

健康づくり教室  
〜体重・体脂肪編〜  
(全3回コース)



④五日市出張所等の公用施設などは、市役所本庁舎の対応に準じます。  
▽問合せ 健康課予防推進係 (直通558・1191)

健康の維持増進、生活習慣病予防には、体重管理が大切です。体重や体脂肪が標準以上で減量したい方、減量を指示されているけれど方法が分からない、上手いかわからない方などにおすすです。自身に合う方法を見つけ取り組む方法を学びます。  
▽日時 6月13日(火)、7月19日

## 電子申請



健康課健康申込み・問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

## 市からの大事なお知らせが届くメール配信サービスに登録を

防災・防犯情報や市からのお知らせなど、メール配信を行っています。配信を希望される方は、事前登録が必要です。  
※登録された全ての方に「広報あきる野」の情報を配信しています。

## 登録の流れ

①「takiruno@sg-m.jp」に空メールを送信するか、次の2次元コードを読み取り、空メールを送信してください。  
※一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。

## 空メール送信



②空メール送信後「仮登録メール」が届きます。記載されている「登録用URL」にアクセスします。  
※「仮登録メール」が届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性があります。@sg-m.jpドメイン、または「takiruno@sg-m.jp」からのメールの受信を許可する設定にしてください。

③利用規約を確認の上「メール配信に同意する」を選択します。

(水) 12月13日(水) 午後1時30分  
分 3時30分  
※9月〜11月の間に個別に体組成の測定日を設けます(自由参加)。

## 手当や医療費助成の手続きはお済みですか

乳幼児、小・中学生、高校生等、ひとり親、障がい児で、各種要件に該当する場合は、申請することで手当や医療費の助成が受けられます。

## 各種手当

### ▽児童手当

●対象：中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を監護している父、母、養育者  
●手当額(月額)  
\*0歳〜3歳未満(一律)：1万5千円  
\*3歳〜小学校修了前(第1子・第2子)：1万円  
\*3歳〜小学校修了前(第3子以降)：1万5千円  
\*中学生(一律)：1万円  
\*所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方(一律)：5千円

※所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。  
※所得超過により支給対象外となっていた方で、令和5年度の所得が所得上限限度額を下回る場合、6月分から支給されます。該当する方は、5月中に申請が必要です。

▽児童育成手当(育成手当)  
●対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、児童扶養手当の対象である児童を監護している父、母、養育者  
●手当額(月額)  
\*児童1人につき：1万3500円  
\*所得制限があります。

▽児童扶養手当  
●対象：障がいがある20歳未満か18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、次のいずれかの状態にある児童(児童福祉施設に入所している方を除く)

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

▽特別児童扶養手当  
●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいと理由とする年金を受給している方を除く)  
\*身体障害：おおむね「身体障害者手帳」1から3級程度および下肢4級程度の一部の児童  
\*知的障害：おおむね「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*精神障害：右記と同程度の障害をもつ児童(自閉症スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける場合等)  
\*複数障がいがある場合は、個々の障がいの程度が右記より軽度な場合でも該当となる場合があります。

▽ひとり親家庭等医療費助成制度  
医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します(所得によって一部負担金有り)。  
※所得制限があります。  
●対象：児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方  
▽乳幼児医療費助成制度  
医療機関で支払う対象の乳幼児の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。  
●対象：乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を監護し、各種健康保険に加入している方  
▽義務教育就学児医療費助成制度  
医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。  
※令和5年4月1日から所得制限と通院1回当たり2000円の自己負担を撤廃しました。  
●対象：小学校1年生から中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を監護し、各種健康保険に加入している方  
▽高校生等医療費助成制度  
医療機関で支払う対象の高校生等の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。  
※令和5年4月1日から制度を開始しました。  
●対象：高校生等(18歳到達後の最初の3月31日までにある方)を監護し、各種健康保険に加入している方  
▽申請・問合せ 子ども政策課 子ども政策係

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいと理由とする年金を受給している方を除く)  
\*身体障害：おおむね「身体障害者手帳」1から3級程度および下肢4級程度の一部の児童  
\*知的障害：おおむね「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*精神障害：右記と同程度の障害をもつ児童(自閉症スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける場合等)  
\*複数障がいがある場合は、個々の障がいの程度が右記より軽度な場合でも該当となる場合があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいと理由とする年金を受給している方を除く)  
\*身体障害：おおむね「身体障害者手帳」1から3級程度および下肢4級程度の一部の児童  
\*知的障害：おおむね「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*精神障害：右記と同程度の障害をもつ児童(自閉症スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける場合等)  
\*複数障がいがある場合は、個々の障がいの程度が右記より軽度な場合でも該当となる場合があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)  
\*「愛の手帳」1から3度程度までの児童  
\*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童  
\*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童  
・手当額(月額)：児童1人につき1万5500円  
※所得制限があります。

よくあるお問い合わせ  
  
▽問合せ 市長公室